

第4章

実現に向けて

- 4-1 協働による都市づくり
- 4-2 「清瀬市住環境の整備に関する条例」による都市づくりの推進
- 4-3 都市づくりの推進に向けた市の取り組み

4 実現に向けて

4-1 協働による都市づくり

4-1-1 協働の都市づくりの推進

本プランの実現にあたっては、市だけではなく、市民や事業者がそれぞれの立場において都市づくりの担い手であるという自覚を持ちながら都市づくりに取り組んでいくことが必要になります。

そのため、市民、事業者、市が都市の将来像や目標を共有し、対等な立場で連携しながら協働の都市づくりを進めます。

4-1-2 都市づくりの役割分担

(1) 市民

安全・安心で魅力ある住みよい都市にしていくために、自らが、都市づくりの主体であることを自覚し、積極的に都市づくりに参加するよう努めます。

(2) 事業者

地域社会の一員として、開発事業が都市づくりに及ぼす影響を自覚し、市民協働の都市づくりに関する理解を深め、環境に配慮し、魅力ある住みよい都市づくりへの協力を努めます。

(3) 市

本プランに掲げる都市の将来像の具体化を目指し、その目標に向かって各種施策を実施します。施策の実施にあたっては、市民の意見を反映させるように努めます。

4-1-3 協働の都市づくりに向けた取り組み

(1) 情報提供と意識啓発

市民や事業者が都市づくりに主体的に取り組むことで、より住みやすく魅力的な都市づくりが進められます。都市づくりへの関心や意欲を高めるため、市民や事業者に向けた情報提供を行うほか、都市づくりに関する学習機会の提供を行い、協働の都市づくりに向けた意識啓発を図ります。

(2) 機会の創出

都市づくりを協働で進めていくためには、計画の策定段階から市民や事業者が参画し、目標や方向性などを共有していくことが重要です。そのため、市で発意する都市づくりのための計画策定や事業の実施にあたっては、市民参画の機会を設けることを基本とし、参画の機会が活用されるよう情報提供を行います。

(3) 活動への支援

市民団体や事業者が実施する都市づくりの活動に対して、人的支援や財政的支援などを検討します。

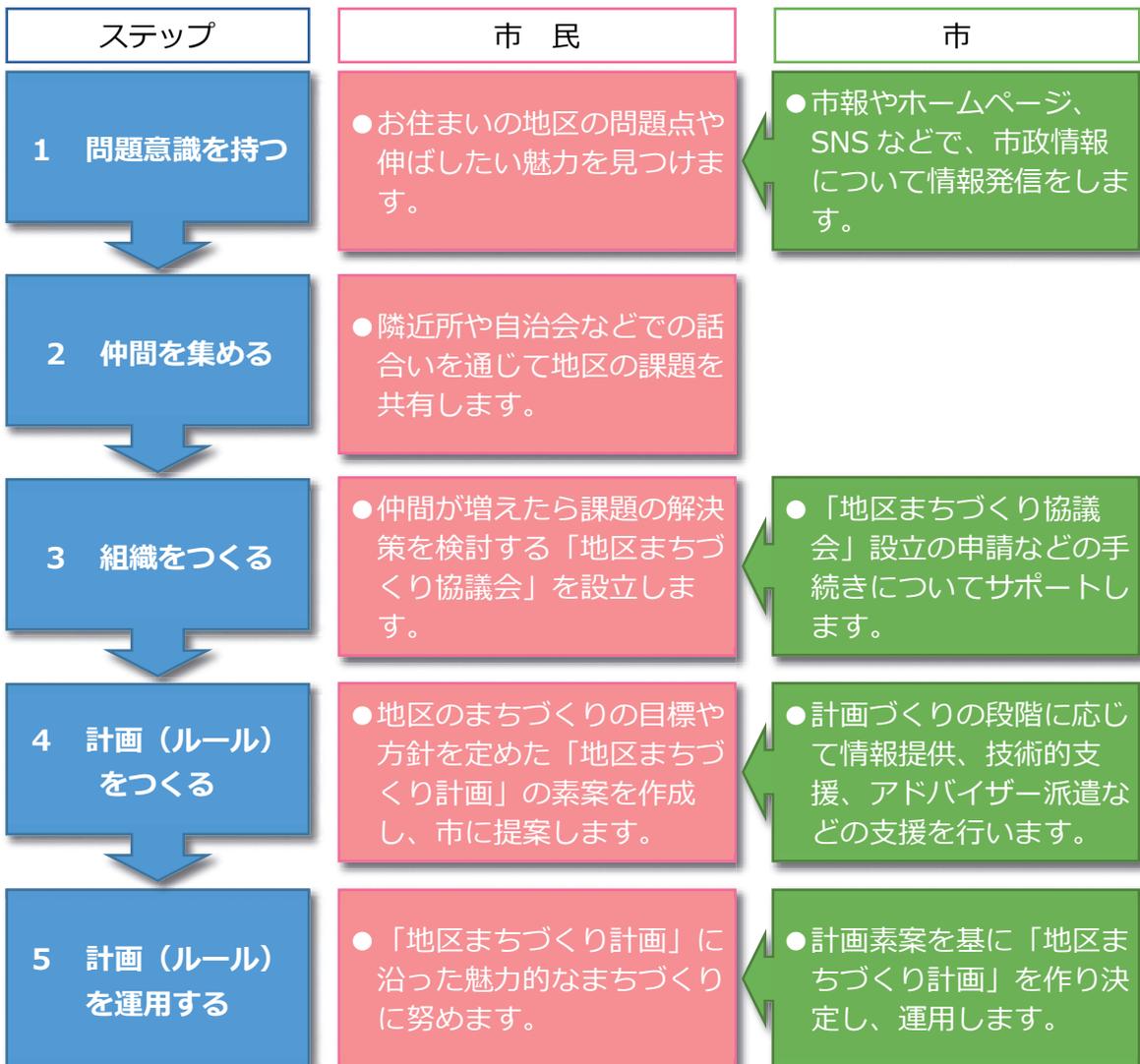
また、コミュニティはぐくみ円卓会議などの仕組みを活用しながら、都市づくりの活動をしている各主体が相互につながる場を創出することで、各主体間のネットワークの構築や新たな活動の創出、活動の活性化などにつなげていきます。

4-2 「清瀬市住環境の整備に関する条例」による都市づくりの推進

地区単位でのきめ細かい都市づくりを進めるため「清瀬市住環境の整備に関する条例」の活用を促進します。

そのため、制度の周知や地域の都市づくりに関する情報提供を進め、「地区まちづくり協議会」の設立に向けた動きを促進するとともに、専門家の派遣などを通じて地区まちづくり協議会による「地区まちづくり計画」の素案づくりを支援します。

清瀬市住環境の整備に関する条例に基づく「地区まちづくり計画」作成までの流れ



4-3 都市づくりの推進に向けた市の取り組み

4-3-1 庁内の連絡体制の確立

本プランが目指す都市の将来像を実現するためには、都市計画分野だけにとどまらず、福祉・教育・環境・産業・コミュニティなどの分野を横断した取り組みが求められます。本プランの推進にあたっては、庁内の関係部署と情報共有や相互調整を行いながら連携を図り、全庁的に都市づくりを進めます。

4-3-2 広域的な連携

秋津駅周辺地区の都市づくりをはじめとして、土地利用、公共交通、市民生活などで広域的な調整や連携が必要となることから、関連する周辺自治体との連携を強化し、整備のあり方や整備時期を調整することで、効果的で効率的な都市づくりを進めます。

また、幹線道路整備や都市高速鉄道 12 号線の延伸にあたっては、国や東京都、埼玉県などとの調整を進め、事業化に向けた取り組みを推進します。

4-3-3 都市計画マスタープランの進捗管理

長期総合計画と連携しながら、本プランに基づいた都市づくりが円滑に進んでいるかを定期的に点検できる仕組みを構築し、見直しにつなげられる進捗管理を行います。

4-3-4 都市計画マスタープランの見直し

本市をとりまく社会経済状況の変化や上位計画の改定など、内容の見直しの必要が生じた場合には、各種関連計画との整合を図りながら、市民参加により見直しを行います。